

「市報こがねい」への広告掲載業務に係る仕様書

1 「市報こがねい」の概要

(1) 規 格

ア 令和6年4月1日号から令和6年7月15日号

タブロイド版・通常面2色刷り・12ページ又は8ページ

イ 令和6年8月1日号から令和7年3月15日号

タブロイド判・4色刷り・12ページ

※令和6年度予算の成立を前提として、令和6年8月1日号から紙面リニューアル実施予定。予算不成立の場合は、引き続き令和6年7月15日号の規格を採用

(2) 発行日 毎月1日及び15日

(3) 発行部数 67,150部（令和5年12月15日号実績）

(4) 配布先 市内全世帯、全事業所、公共施設等

2 広告掲載の概要

(1) 掲載号 令和6年4月1日号から令和7年3月15日号まで（24号）

(2) 掲載位置 原則9面、10面もしくは11面（8ページの場合は6面もしくは7面）の最下段

(3) 掲載規格

ア 令和6年4月1日号から令和6年7月15日号

縦4.5cm×横7.5cm×3枠（2枠ないし3枠結合掲載も可）

イ 令和6年8月1日号から令和7年3月15日号

縦4.5cm×横7.5cm×3枠×2ページ（2枠ないし3枠結合掲載も可）

3 広告データの提出

(1) 提出日 毎号発行日の概ね20日前（別途年間予定で号毎に指定）

(2) 提出方法 電子データ及び出力原稿に所定の申込書を添えて小金井市広報秘書課に提出すること。

(3) 校 正 校正期間（別途年間予定で号毎に指定・概ね3日程度）内に版下の確認を行い、校正結果を提出すること。

4 広告掲載の基準

- (1) 小金井市広告掲載取扱要綱（平成24年9月18日制定）第3条に定める広告の範囲、小金井市市報広告掲載取扱基準（平成28年基準第6号）第4条に定める広告掲載の基準その他関係法令を遵守することとし、これらを満たさない広告の掲載は認めない。
- (2) 広告の掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、小金井市広報秘書課と協議すること。

5 その他

- (1) 契約締結後の広告主の募集活動等に際しては、令和6年4月1日号以降の掲載であることを十分に説明したうえで行うこと。